

企業会計基準公開草案第 13 号 金融商品に関する会計基準(案)に関するコメント

平成 18 年 7 月 5 日
あずさ監査法人
金融商品検討グループ

平成 18 年 6 月 6 日付で公表されました「金融商品に関する会計基準(案)」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤 昇
公認会計士 宮原 さつき
公認会計士 轡田 留美子
公認会計士 倉田 知子

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部 (Tel: 03-3266-7503) 斎藤昇までお願いします。

記**1.償却原価法に関して(注 5、26 項)**

金融負債である「社債」について、償却原価法が適用されることとなったが、償却原価法の処理について、金融商品会計に関する実務指針 70 項にのっとり、原則「利息法」、継続適用を条件に「定額法」が認められることを、明示してはどうか。

(同時に公表された、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の「3(2)」で、この点について触れられているが、直接的な基準である、金融商品に関する会計基準の中でも触れてはどうか。)

2.新株予約権が行使され、自己株式を交付した場合の会計処理に関して(38 項、112 項)

第 38 項および第 112 項に、新株予約権が行使され、新株を発行した場合の会計処理について記載されている。新株予約権の行使に対しては、新株の発行だけでなく、自己株式を交付する場合も考えられるので、そのようなケースについての処理も“(3)”として明記するか、あるいは実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」を参照する旨の注書きを付した方が実務上有益と考える。

3. 新株引受権」の開示に関して(113 項)

「新株引受権」の取扱いに関しては、「新株予約権付社債の取扱いに準ずる」とあるが、開示は、「新株引受権」として独立掲記するということで問題ないか(現行の金融商品会計に関する実務指針 186 項に変更はないということでしょうか)。

4.金融商品の定義の記載箇所について(3 項、4 項、50 項)

本会計基準案では第 4 項、第 5 項以降で「金融資産」「金融負債」、という用語を使用しているが、「金融商品」との関係が必ずしも明確とはいえない。「結論の背景」の第 50 項のなお書きにその説明が記載されているので、第 50 項を参照するよう注書きを付すなどしてはどうか。

以上